

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目9番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役社長 久野 武男

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月26日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年5月27日（水曜日） 午前10時30分（受付開始時間 午前10時00分）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号 ホテル アジュール竹芝 14階 「天平の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
第55期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表のインターネットによるご提供について
法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.kccnet.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
5. 議決権の行使等についてのご案内
（2ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。）

以 上

(添付書類)

第55期 事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、通商問題の増大や海外経済の減速の影響から輸出を中心に弱さがみられるものの、雇用や所得環境の改善が続き、緩やかな回復が続きました。また、企業収益が総じて高水準を維持するなか、設備投資は徐々に増加してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による内外の経済動向は不透明感が増しており、特に中堅・中小企業の業績や個人消費の冷え込みが当社グループに及ぼす影響には、留意が必要な状況にあります。

当社グループの事業領域でありますICT関連業界においては、経済産業省の「IT導入補助金」の上限額が大幅に拡大し、ICTの活用により、業務の省力化や業務プロセスの効率化による労働力不足を解消するだけでなく、既存サービス・製品の高付加価値化や新規サービス・製品の創出による経済的発展の両立を図る動きが加速しました。

また、携帯電話業界では、スマートフォンやタブレットの需要が一巡し、販売台数が伸び悩むなか、「5G（第5世代移動通信システム）」の商用サービス開始に向け、大手キャリア3社では、契約者の生活や企業活動に密接した革新的なサービスの創出に注力するなど、非通信分野へと競争環境の変化が進みました。

こうしたなか、当社グループでは、「新・中期経営計画（4カ年計画）」における最終年度を迎え、「達成」をテーマに、ソリューション事業とモバイル事業をそれぞれ拡大させていくなかで、「法人系50%、個人系50%」の売上構成を実現することを目標に掲げてまいりました。

また、「情報創造コミュニティー（*1）」を営業活動の中核として、主要パートナー企業5社（*2）と共同で様々なイベントを定期的で開催し、案件の創出に注力するほか、他社の製商品やサービスを融合し、顧客の情報化における課題解決に資する「経営情報ソリューションサービス（*3）」の提供に取り組んでまいりました。

しかしながら、モバイル事業において、2019年10月の電気通信事業法の改正により、通信料金と端末代金の完全分離が義務付けられ、端末代金の値引きにも一定の上限が設けられたことにより、個人客の買い控えや買い替えサイクルの長期化に繋がり、携帯電話の販売台数が大幅に減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,583,318千円（前期比7.1%減）、営業利益247,240千円（同27.3%減）、経常利益255,531千円（同26.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益172,984千円（同25.3%減）となりました。

(*1) 「情報をつくる、未来をひらく。」をコンセプトに、当社グループの提案するソリューションを顧客に体験していただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たなソリューションを共創する施設です。また、情報活用能力の開発支援を目的とした5つのソリューションスクールをパートナー企業と共同展開しております。

- (*2) 日本電気株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社オービックビジネスコンサルタント、日本マイクロソフト株式会社、サイボウズ株式会社の5社。
- (*3) 「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報活用」の3つの分野に対応した当社グループのワンストップソリューションサービスの総称です。

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。

① ソリューション事業

【主な事業内容】

ICTや情報の活用並びにそれらの活用能力の向上を目的とした各種ソリューションの提供、「情報創造コミュニティ」の運営

イ. 情報インフラソリューション：

情報・通信インフラの構築・工事・保守・運用支援、情報通信機器のレンタル

ロ. 情報コンテンツソリューション：

基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート、運用改善コンサルティング、クラウドサービスの導入・活用支援

ハ. 情報活用ソリューション：

ICT及び情報活用に関する定期講座・個別教育・出張講座の実施、eラーニングの提供

【概況】

ソリューション事業においては、基幹システムのクラウド化や、株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」）が提供する携帯電話の内線化ソリューションである「オフィスリンク（*）」など、前期に引き続き「働き方改革」対応案件が堅調に推移いたしました。

しかしながら、2020年1月の「Windows 7」や「Windows Server 2008」のメーカーサポート終了を前に、パソコン・サーバーなどの機器売上高の比率が増加した結果、利益率が低下いたしました。

この結果、ソリューション事業では、売上高2,194,317千円（前期比17.0%増）、営業利益272,080千円（同0.0%増）となりました。

- (*) 自社のPBX（英：Private Branch eXchange 構内交換機）やインターネットを經由してNTTドコモの仮想型PBXを利用し、NTTドコモの携帯電話を企業内のビジネスフォンの内線として利用することができるほか、外出先でも内線番号で定額通話できるサービス。

② モバイル事業

【主な事業内容】

スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供

イ. 店舗事業：ドコモショップの運営（東京都内2店舗、埼玉県内4店舗）

ロ. 法人サービス事業：モバイルソリューションの提供、法人向け各種サービスの契約取次

【概況】

法人サービス事業においては、ソリューション事業部門との連携を深め、携帯電話サービス主体の提案から、ICTソリューションの活用提案へとシフトするとともに、ドコモショップ近隣企業への職域活動や各種イベントを足掛かりとした新規顧客の開拓に取り組んだ結果、総じて堅調に推移いたしました。

一方、店舗事業においては、「ドコモマイショップ会員」向けのサービスの充実を図り、当社独自のきめ細かな接客を通して、顧客に選ばれる店舗を目指すとともに、出張販売を開催するなど拡販に努めてまいりました。

しかしながら、2019年10月の電気通信事業法の改正により、通信料金と端末代金の完全分離が義務付けられ、端末代金の値引きにも一定の上限が設けられたことが、個人客の買い控えや買い替えサイクルの長期化に繋がり、販売台数は大幅に減少いたしました。

この結果、モバイル事業では、売上高3,389,000千円（前期比18.0%減）、営業損失24,839千円（前期は営業利益67,873千円）となりました。

事業別の当連結会計年度の販売実績は、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

(単位：千円)

		第54期		第55期 (当連結会計年度)		前 期 比	
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減金額	増減率
ソリューション事業	売上高	1,876,257	31.2%	2,194,317	39.3%	318,059	17.0%
	営業利益	272,023	80.0%	272,080	110.0%	56	0.0%
モバイル事業	売上高	4,131,421	68.8%	3,389,000	60.7%	△742,420	△18.0%
	営業利益	67,873	20.0%	△24,839	△10.0%	△92,713	-%
合 計	売上高	6,007,679	100.0%	5,583,318	100.0%	△424,361	△7.1%
	営業利益	339,897	100.0%	247,240	100.0%	△92,657	△27.3%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は81,460千円となりました。
事業別の設備投資は、次のとおりです。

① ソリューション事業

賃貸用機器に33,537千円の投資を行っております。

② モバイル事業

ドコモショップ八丁堀店の設備等に6,493千円の投資を行っております。

③ 全社共通

業務システムの改善に30,716千円、その他の設備に10,712千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「法人系売上構成比 50%以上」の定着を図る中長期戦略を推進するため、次の事項に取り組んでまいります。

① 新たな融合ソリューションサービスの提供

中小企業においてもサーバ仮想化やクラウドサービスの利用が進み、ハードウェアやソフトウェアの販売に加えて情報活用教育など付加価値の高いサービスとの組み合わせ提案が不可欠となっております。

当社グループは、複数のパートナー企業の製商品やサービスを融合した新たなソリューションの創造を図るとともに、安心・安全で質の高いサービスを提供することで顧客の課題解決に貢献してまいります。

② モバイル事業の利益率改善

「5G」の本格的な商業利用が始まるなか、モバイル事業においては、法人サービス事業を拡大し、「5G」による「働き方改革」や企業の業務効率化に繋がるICTソリューションの活用提案を推進してまいります。

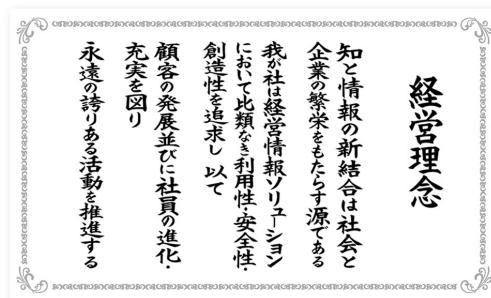
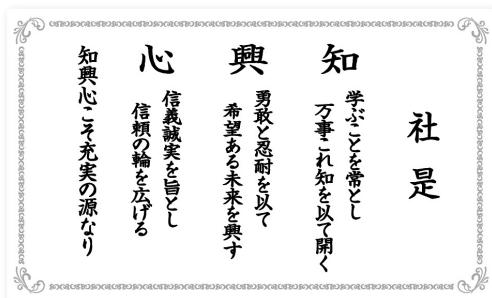
さらに、都内のドコモショップ2店舗との連携を強化し、新たなモバイルサービスの需要を興し、モバイル事業の収益率の向上を図ってまいります。

③ 人材の採用・育成及び環境の整備

当社グループでは、経営方針を理解し、主体的に行動できる自律型人材の確保が重要な課題と認識しております。

幅広い人材の採用と育成に注力するとともに、自己啓発と自己研鑽を促進するS K (Study、Knowledge) 制度を促進し、従業員一人ひとりが「知」の重要性を意識しながら創造的な業務に従事できる環境を整えてまいります。

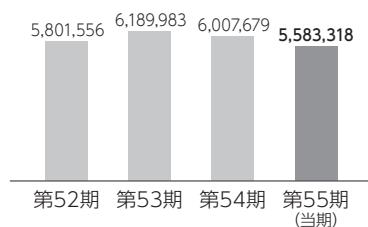
社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



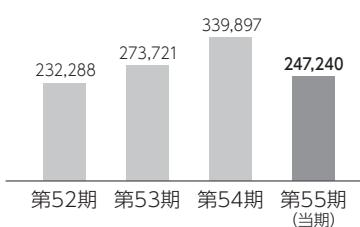
(5) 財産及び損益の状況

区 分	第52期 2017年2月期	第53期 2018年2月期	第54期 2019年2月期	第55期 2020年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	5,801,556	6,189,983	6,007,679	5,583,318
営業利益 (千円)	232,288	273,721	339,897	247,240
経常利益 (千円)	237,499	282,038	348,733	255,531
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	145,566	196,885	231,719	172,984
1株当たり当期純利益 (円)	121.64	164.52	193.61	144.54
総資産 (千円)	2,405,683	2,556,596	2,708,785	2,675,054
純資産 (千円)	1,276,890	1,415,784	1,586,009	1,700,163
1株当たり純資産額 (円)	1,067.02	1,182.91	1,325.21	1,420.50

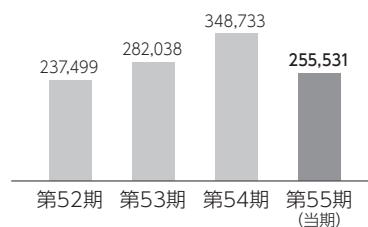
売上高 (千円)



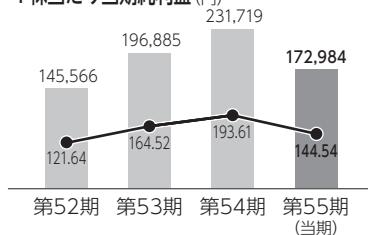
営業利益 (千円)



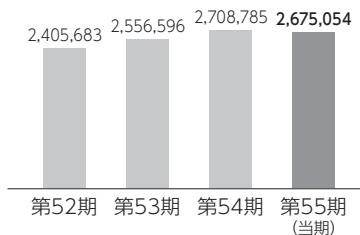
経常利益 (千円)



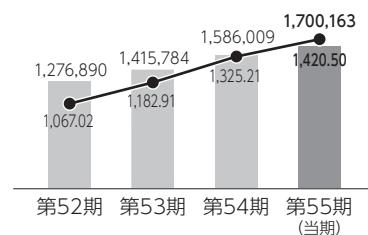
親会社株主に帰属する
当期純利益 (千円)
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (千円)



純資産 (千円) 1株当たり純資産額 (円)



(6) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	事業内容
神奈川協立情報通信株式会社	20,000千円	100.0%	情報・通信インフラの設計・構築・保守・運用サポート

(7) 企業集団の主要拠点等及び従業員の状況

① 主要な支店及び営業所

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東京都港区浜松町一丁目9番10号
	新 宿 支 店	東京都渋谷区代々木二丁目7番7号
	ドコモショップ八丁堀店	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
	ドコモショップ三郷店	埼玉県三郷市幸房131番地1
子会社	神奈川協立情報通信株式会社	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号

② 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	127	39.4	13.9
女 性	75	34.7	9.6
合 計	202 (前連結会計年度末比△12名)	37.6	12.3

(注) 上記のほか、臨時従業員 (契約社員、派遣社員等) の年間平均人数は37名です。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金
株式会社商工組合中央金庫	23,547千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,196,876株 (自己株式7,724株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 703名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 茂 株 式 会 社	370,488株	31.0%
佐 々 木 茂 則	361,773株	30.2%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	44,000株	3.7%
奥 村 学	36,000株	3.0%
佐 々 木 綾 子	32,109株	2.7%
石 井 靖 二 郎	24,500株	2.0%
織 田 敏 昭	11,400株	1.0%
大 久 保 英 樹	11,300株	0.9%
久 野 武 男	9,900株	0.8%
協 立 情 報 通 信 従 業 員 持 株 会	9,400株	0.8%

(注) 持株比率は自己株式7,724株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回新株予約権
発行決議の日	2012年9月27日
新株予約権の数	15個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,500円
新株予約権の行使期間	2014年9月28日～2022年9月27日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めない。但し、当社取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者は、その割り当てられた新株予約権個数のうち、その一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権1個を分割して行使することはできない。
- ④ 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ その他の条件については、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木 茂 則	—
代表取締役社長	久 野 武 男	執行役員 営業本部長 神奈川協立情報通信株式会社 代表取締役社長 執行役員
常 務 取 締 役	長谷川 浩	情報化担当 執行役員 管理本部長
取 締 役	野 村 宣 男	執行役員 モバイル統括部長
取 締 役 (社外)	江 口 夏 郎	株式会社ライトワークス 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 田 信 彦	—
監 査 役 (社外)	茂 呂 眞	JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員
監 査 役 (社外)	神 成 敦	株式会社unerry 常勤監査役

- (注) 1. 2020年3月1日付で、代表取締役久野武男氏は執行役員営業本部長を退任し、代表取締役佐々木茂則氏が営業本部長兼務となりました。また、常務取締役長谷川浩氏も、同日付で情報化担当を外れるとともに、執行役員管理本部長を退任いたしました。
2. 代表取締役久野武男氏は、2020年4月10日付で、神奈川協立情報通信株式会社の代表取締役社長執行役員を退任いたしました。
3. 取締役江口夏郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役茂呂眞及び神成敦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役山田信彦氏は金融機関における経理としての実務経験、茂呂眞及び神成敦の両氏は上場会社の監査役としての経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役江口夏郎、監査役茂呂眞及び神成敦の各氏につきましては、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、取締役江口夏郎氏が代表取締役社長を兼任している株式会社ライトワークスと当社とは営業取引を行っておりますが、取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに1%未満）であり、独立性については十分に確保されていると判断しております。
7. JIG-SAW株式会社及び株式会社unerryと当社との間には特別の関係はありません。
8. 取締役江口夏郎、監査役山田信彦、茂呂眞及び神成敦の各氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度額に限定する契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	5人 (1人)	43,099千円 (3,000千円)	
監査役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	10,200千円 (5,400千円)	
計	8人	53,299千円	

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名であります。
 2. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法
 ① 取締役の報酬につきましては、役付、会社業績、前事業年度の業務執行及び当事業年度の役割期待等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、「取締役報酬等決定基準」に基づき、取締役会で決定しております。
 ② 監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
 4. 役員の報酬限度額は、2011年5月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	江口 夏郎	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、会社経営の経験に基づく見地から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	茂呂 眞	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会19回のうち18回に出席し、上場会社における取締役（監査等委員）、監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	神成 敦	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会19回のすべてに出席し、上場会社や事業会社における監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額 26,000千円

②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議により会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする株主総会の招集を取締役に請求し、取締役会はこの請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を不再任といたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が、解任又は不再任の決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任とした旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための方針

当社は、2020年3月18日開催の取締役会で、以下のとおり、「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行いました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めます。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- ② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理本部長をコンプライアンス総括責任者として、当社及び子会社のコンプライアンスを推進する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社及び子会社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。
- ② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社及び子会社の事業に関する重大なリスクを認識したと

き、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに子会社を含む常勤役員及び執行役員で組織する「実務役員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告する。

- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
- ② 取締役会で決定された当社及び子会社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月1回以上開催する「実務役員会」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。
- ④ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行については、取締役会の事前承認を要するものとする。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 「関係会社管理規程」の規定に基づき、管理本部長が関係会社管理業務を統括し、子会社が効率的に経営目標を達成できるよう管理指導する。
- ② 管理本部長は、子会社の取締役及び業務責任者に対し、定期的に業務執行状況、財務状況その他重要情報に関する資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、重要事項については、事前に取締役会に上程又は報告する。
- ③ 内部監査担当者は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を、代表取締役及び監査役に報告するものとする。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。
- ② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるもの

とし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。

② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに基づき、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。

③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。

④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。

⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に來期予算を提出する。但し、緊急または臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

② 会社は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である管理本部総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。

- ③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理本部長を総括責任者、管理本部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査室が年間の監査計画を策定し、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の個別課題については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって協議、モニタリングしております。また、内部通報制度においては、監査役及び顧問弁護士を通報窓口として運用しています。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、主に労務管理面での社内におけるリスク対策を検討し、所要の対応策を実施しました。また、労働安全衛生面における職場環境の改善に注力しました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を13回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も活発に行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、経営会議では、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、所要の対応策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を19回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、経営会議及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を13回実施し、意見交換を行いました。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。)

連結貸借対照表

2020年2月29日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,613,069	流動負債	654,976
現金及び預金	827,712	買掛金	282,118
受取手形及び売掛金	487,627	1年内返済予定の長期借入金	9,372
リース投資資産	17,290	リース債務	10,837
商品	123,638	未払法人税等	30,220
仕掛品	69,497	賞与引当金	70,000
原材料及び貯蔵品	4,171	その他	252,427
その他	83,237	固定負債	319,915
貸倒引当金	△107	長期借入金	14,175
固定資産	1,061,985	リース債務	10,388
有形固定資産	632,716	退職給付に係る負債	241,094
建物及び構築物	266,447	資産除去債務	50,824
工具、器具及び備品	77,140	その他	3,431
土地	285,833	負債合計	974,891
リース資産	3,295	科 目	金 額
無形固定資産	23,031	(純資産の部)	
投資その他の資産	406,238	株主資本	1,697,675
投資有価証券	14,585	資本金	203,450
繰延税金資産	123,879	資本剰余金	147,900
敷金及び保証金	255,774	利益剰余金	1,351,733
その他	18,594	自己株式	△5,408
貸倒引当金	△6,595	その他の包括利益累計額	2,487
		その他有価証券評価差額金	2,487
資産合計	2,675,054	純資産合計	1,700,163
		負債・純資産合計	2,675,054

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2019年3月1日 至 2020年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
ソリューション売上高	2,194,317	
モバイル売上高	3,389,000	5,583,318
売上原価		
ソリューション売上原価	1,399,626	
モバイル売上原価	2,152,115	3,551,742
売上総利益		2,031,575
販売費及び一般管理費		1,784,335
営業利益		247,240
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	173	
受取家賃	3,412	
その他	6,208	9,808
営業外費用		
支払利息	810	
その他	706	1,517
経常利益		255,531
税金等調整前当期純利益		255,531
法人税、住民税及び事業税	77,530	
法人税等調整額	5,016	82,546
当期純利益		172,984
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		172,984

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2019年3月1日 至 2020年2月29日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	203,375	147,825	1,238,588	△5,354	1,584,434
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	75	75	－	－	150
剰余金の配当	－	－	△59,840	－	△59,840
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	172,984	－	172,984
自己株式の取得	－	－	－	△53	△53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	75	75	113,144	△53	113,240
当期末残高	203,450	147,900	1,351,733	△5,408	1,697,675

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,575	1,575	1,586,009
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	150
剰余金の配当	－	－	△59,840
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	172,984
自己株式の取得	－	－	△53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	912	912	912
当期変動額合計	912	912	114,153
当期末残高	2,487	2,487	1,700,163

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2020年2月29日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,541,440	流動負債	641,168
現金及び預金	776,718	買掛金	281,113
受取手形	23,956	1年内返済予定の長期借入金	9,372
売掛金	447,827	リース債務	10,695
リース投資資産	16,983	未払金	92,885
商品	123,638	未払費用	49,823
仕掛品	65,483	未払法人税等	27,466
原材料及び貯蔵品	4,167	未払消費税等	36,165
前払費用	47,681	前受金	9,339
未収入金	32,882	預り金	41,805
その他	2,205	前受収益	15,500
貸倒引当金	△104	賞与引当金	67,000
固定資産	1,067,523	固定負債	305,674
有形固定資産	629,469	長期借入金	14,175
建物	258,410	リース債務	10,223
構築物	8,037	退職給付引当金	229,248
工具、器具及び備品	73,892	資産除去債務	48,595
土地	285,833	その他	3,431
リース資産	3,295	負債合計	946,842
無形固定資産	23,031		
ソフトウェア	21,426	(純資産の部)	
その他	1,604	株主資本	1,659,633
投資その他の資産	415,023	資本金	203,450
投資有価証券	14,585	資本剰余金	139,580
関係会社株式	20,000	資本準備金	3,450
出資金	620	その他資本剰余金	136,130
長期前払費用	2,919	利益剰余金	1,322,011
繰延税金資産	118,385	利益準備金	50,543
敷金及び保証金	250,091	その他利益剰余金	1,271,467
ゴルフ会員権	14,898	繰越利益剰余金	1,271,467
その他	111	自己株式	△5,408
貸倒引当金	△6,589	評価・換算差額等	2,487
		その他有価証券評価差額金	2,487
		純資産合計	1,662,121
資産合計	2,608,964	負債・純資産合計	2,608,964

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2019年3月1日 至 2020年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
ソリューション売上高	2,106,305	
モバイル売上高	3,389,000	5,495,305
売上原価		
ソリューション売上原価	1,366,605	
モバイル売上原価	2,152,507	3,519,113
売上総利益		1,976,192
販売費及び一般管理費		1,755,882
営業利益		220,309
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	173	
受取手数料	12,000	
受取家賃	3,412	
その他	6,200	21,800
営業外費用		
支払利息	810	
支払手数料	0	
その他	705	1,517
経常利益		240,592
税引前当期純利益		240,592
法人税、住民税及び事業税	73,073	
法人税等調整額	5,244	78,318
当期純利益		162,273

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2019年3月1日 至 2020年2月29日

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	203,375	3,375	136,130	139,505	50,543	1,169,034	1,219,578	△5,354	1,557,104
事業年度中の変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	75	75	-	75	-	-	-	-	150
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△59,840	△59,840	-	△59,840
当期純利益	-	-	-	-	-	162,273	162,273	-	162,273
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△53	△53
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	75	75	-	75	-	102,433	102,433	△53	102,529
当期末残高	203,450	3,450	136,130	139,580	50,543	1,271,467	1,322,011	△5,408	1,659,633

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,575	1,575	1,558,679
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	150
剰余金の配当	-	-	△59,840
当期純利益	-	-	162,273
自己株式の取得	-	-	△53
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	912	912	912
事業年度中の変動額合計	912	912	103,442
当期末残高	2,487	2,487	1,662,121

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月6日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 細野 和寿 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立情報通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月6日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トー マ ツ
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和寿 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第55期監査報告書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を決め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月8日

協立情報通信株式会社 監査役会

常勤監査役	山田信彦	㊟
社外監査役	茂呂真	㊟
社外監査役	神成敦	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を経営の重要施策の一つと考え、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を年1回（期末）行うことを基本方針としております。配当水準につきましては、配当性向30～40%程度を目途に業績に連動させ、適正な配当をしていくとともに、万一業績が悪化したとしても一定の金額水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、さらに当社は2019年6月に創業55周年を迎えましたので、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、普通配当（50円）に加え、記念配当（5円）を実施することとし、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株につき金55円 総額65,828,180円
--------------------------------	--------------------------------

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年5月28日
--------------------	------------

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

株主総会・取締役会の招集権者及び議長となる者の柔軟性を高めるとともに、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> （代表取締役が2名以上ある場合は、 <u>取締役会で選定した代表取締役</u> ）がこれを招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役</u> が招集する。
2 取締役社長に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	2 株主総会の議長は、 <u>常勤の取締役</u> （代表取締役を含む）の中から <u>取締役会で選任する</u> 。ただし、当該取締役に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の常勤の取締役</u> が議長となる。
第15条～第22条（条文の記載省略）	第15条～第22条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> （代表取締役が2名以上ある場合は、 <u>取締役会で選定した代表取締役</u> ）が招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第31条 (条文の記載省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第32条 (条文の記載省略)</p> <p>2 (条文の記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が取締役会を招集し、議長となる</p> <p>第24条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合、補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</p> <p><u>4</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定のもと経営戦略を迅速に実行するため1名減員し、取締役4名（うち1名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さ さ き し げ の り 佐々木 茂 則 (1935年1月20日生) 再任	1965年6月 協立電設株式会社（現 当社）を設立 当社 代表取締役社長 1968年3月 佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を設立 代表取締役（現） 2017年5月 当社 代表取締役会長 2020年3月 当社 代表取締役会長 兼 営業本部長（現） (重要な兼職の状況) なし	361,773株
2	や ま だ の ぶ ひ こ 山 田 信 彦 (1946年7月16日生) 新任	1997年9月 当社 入社 1999年5月 当社 取締役 総務部長 2001年4月 当社 取締役 経理部長 2006年4月 当社 常務取締役 管理本部長 2010年5月 当社 専務取締役 管理本部長 2013年5月 当社 専務取締役 関連業務部長 2014年1月 当社 専務取締役 経営・業務全般管掌 2014年3月 当社 顧問 2016年5月 当社 常勤監査役（現） (重要な兼職の状況) なし	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	のむらのりお 野村 宣男 (1952年7月23日生) 再任	1976年4月 当社 入社 2005年9月 当社 マイクロソフトソリューション事業部営業部長 2007年6月 当社 情報コンサル部長 2008年8月 当社 会計情報ソリューション事業部長 2009年3月 当社 マイクロソフト推進事業部長 2012年8月 当社 会計情報ソリューション事業部長 2013年5月 当社 取締役 会計情報ソリューション事業部長 2014年1月 当社 取締役 関連業務部長 2015年3月 当社 関連業務部 経営情報アドバイザー 2015年12月 当社 内部監査室長 2018年5月 当社 取締役 執行役員 モバイル統括部長 (現) (重要な兼職の状況) なし	500株
4	えぐちなつお 江口 夏郎 (1965年5月2日生) 再任 独立	1991年4月 農林水産省 入省 1997年4月 株式会社グロービス 執行役員 2001年9月 株式会社ライトワークス 取締役 2002年6月 同社 代表取締役社長 (現) 2016年5月 当社 社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) 株式会社ライトワークス 代表取締役社長	—

- (注) 1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。
2. 江口夏郎氏は、当社の取引先である株式会社ライトワークスの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社が提供するeラーニング教材及び研修テキストを使用した教育サービス等を顧客に提供しております。なお、他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 江口夏郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、同氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定です。
4. 江口夏郎氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業経営における豊富な経験と特に人材育成に関する高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、社外取締役として当社の事業運営に対し助言していただくことを期待しているためであります。
5. 当社は江口夏郎氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はせがわ ひろし 長谷川 浩 (1957年3月4日生) 新任	2010年4月 当社 入社 関連業務部長 2012年4月 当社 取締役 関連業務部長 2013年5月 当社 常務取締役 管理部長 2015年3月 当社 常務取締役 執行役員 管理部長 2017年5月 当社 代表取締役社長 執行役員 管理本部長 2019年5月 当社 常務取締役 情報化担当 執行役員 管理本部長 2020年3月 当社 常務取締役 (現) (重要な兼職の状況) なし	1,000株
2	もろ まこと 茂呂 眞 (1961年3月4日生) 再任 独立	1983年4月 東武鉄道株式会社 入社 1985年9月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社 1997年4月 トランス・コスモス株式会社 入社 1998年6月 同社 取締役 社長室長 2000年4月 同社 取締役 社長室長 兼 人事部長 2003年10月 株式会社ナガセ 入社 情報システム部長 2005年7月 同社 執行役員 情報システム部長 2009年9月 同社 上級執行役員 こども英語塾本部長 兼 情報システム部長 2014年3月 ジグソー株式会社 (現 JIG-SAW株式会社) 社外監査役 2014年10月 株式会社メディアシーク 社外監査役 2016年3月 ジグソー株式会社 (現 JIG-SAW株式会社) 社外取締役 監査等委員 (現) 2016年5月 当社 社外監査役 (現) (重要な兼職の状況) なし	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	かん なり あつし 神 成 敦 (1958年7月24日生) 再任 独立	1984年4月 飯野海運株式会社 入社 経理部資金課 1987年7月 株式会社小松製作所 入社 財務部国際財務課 1991年1月 大東京火災海上保険株式会社 入社 財務企画部 国際投資課 2001年4月 あいおい損害保険株式会社 財務統括部 2007年4月 同社 投資運用部長 2008年4月 同社 証券運用部長 2009年4月 トヨタアセットマネジメント株式会社(現 三井住友アセットマネジメント株式会社) 出向 執行役員トレーディング部長 2010年6月 同社 常勤監査役 2012年7月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 業務監査部本社監査第二グループ 担当部長 2013年10月 MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 監査部 部長 2016年3月 当社 顧問 2016年5月 当社 社外監査役(現) 2017年5月 KEN & BRAINS アセットマネジメント株式会社 監査役 2018年3月 株式会社すららネット 常勤監査役 2019年9月 株式会社unerry 常勤監査役(現) (重要な兼職の状況) なし	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 茂呂眞氏及び神成敦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。両氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、両氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定です。
3. 茂呂眞氏及び神成敦氏を社外監査役候補者として選任した理由は、次のとおりであります。
- (1) 茂呂眞氏につきましては、システム関連の幅広い経験と知識を持ち、上場会社において戦略的投資や事業開発に従事した経験から、企業経営に有用な意見・助言を期待でき、また、上場会社の取締役(監査等委員会設置会社)、監査役としての経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、広範な視野で社外監査役としての職務を遂行していたと判断し、社外監査役候補者といたしました。
- (2) 神成敦氏につきましては、上場会社や事業会社における監査役の経験を有し、監査業務に関する幅広い見識と、財務・会計に関する相当程度の知見を以って、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。
4. 当社は茂呂 眞氏及び神成 敦氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者につきましては、本定時株主総会における選任後、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとしたします。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さとう ふみやす 佐藤文康 (1952年4月22日生) 独立	1971年4月 熊本国税局 入局 2008年7月 芝税務署 法人税担当副署長 2013年7月 退官 2013年8月 税理士登録、佐藤文康税理士事務所 開設 所長 (現) (重要な兼職の状況) 佐藤文康税理士事務所 所長	—

- (注) 1. 佐藤文康氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 3. 同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し、税理士事務所を開設した経歴や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 4. 同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。
 5. 同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所：ホテル アジュール竹芝 14階「天平の間」
 住 所：東京都港区海岸一丁目11番2号
 電 話：03-3437-2011 (代)



[交通のご案内]

JR山手線・京浜東北線浜松町駅（北口）より徒歩7分。
 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（B2出口）より徒歩8分。
 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅（東口）より徒歩1分。



この印刷物は、植物油のインキを使用して印刷しております。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。